【9】 隱棲年齢

- [0] 本項では隠棲年齢を検討する。ここにいう「隠棲」の意味は後に述べる。
- [1] これには次のような資料を見いだすことができる。
- [1-1] 原始仏教聖典(A文献)の隠棲年齢資料である。
 - 〈1〉アッサラーヤナ(Assalāyana)/男/青年婆羅門(māṇava)/16歳
 - ① 16歳《隠棲》⇒② 16歳《学業の修了》
 - MN.093 Assalāyana-s. (vol. II p.147): アッサラーヤナという名の青年婆羅門 (māṇava) が舎衛城 (Sāvatthī) に住んでいた。彼は年若く (dahara) 剃髪し (vutta-sira) (1) 《隠棲》、年齢は生れて 16 歳であった (soļasavassuddesiko jātiyā)。字彙と儀軌 (nighaṇḍukeṭubha) を含む、語源論 (akkharappabheda) を含む古伝説 (itihāsa) を第 5 とするヴェーダに通達し (tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū)、聖句の通暁者 (padaka) にして文典家 (veyyākaraṇa) であり、順世論 (lokāyata) および大人相 (mahāpurisalakkhaṇa) において完全であった《学業の修了》。
 - (1) 'vutta-sira (頭を剃った)'を剃髪と訳したが、これはダルマ・シャーストラでいう髭剃式(keśānta, godāna)をさしているのかも知れない。とすれば、ここでは出胎から数えた年齢である。通常のヴェーダの就学期間からいえば、この儀式は師の家で行うものであるが、彼はまたヴェーダを学習し終えており、終身学生(naiṣṭhika)にあるか、受胎より数えれば17歳に新しい住期である「遍歴期」に入ったということも考えられる(caritaṃ……paribbājakaṃ p.148)。片山一良訳『中部』の'paribbājaka'の脚注には、「出家の規則(pabbajjā-vidhāna)のこと」とし、「かれらは「三ヴェーダを学習し、最後に《バラモンとして》出家する場合、諸マントラによって出家し、出家者はその諸マントラを守り、あるいは行なう。尊者はそのすべてを行ない、学び終えている」(パーリ仏典〈第一期〉4 p.381 脚注)とし、これによれば「バラモンとしての出家」とする。なおダルマ・スートラの時代、学生期の後の住期の選択は学生に委ねられていた。「モノグラフ」第9号 p.207の Āpastambha Dharmasūtra S.2.21.1~5、および渡瀬信之『マヌ法典-ヒンドゥー教世界の原型』(中公新書 1990.2)p.042 を参照されたい。
 - 〈2〉カーパティカ(Kāpaṭhika)/男/青年婆羅門(māṇava)/16歳
 - ① 16歳《隠棲》⇒② 16歳《学業の修了》
 - MN.095 Carikī-s. (vol. II p.164):カーパティカという名の青年婆羅門がいた。彼は年若く(dahara)剃髪し⑴ 《隠棲》、年齢は生れて16歳であった(solasavassuddesiko jātiyā)。字彙と儀軌(nighaṇḍukeṭubha)を含む、語源論(akkharappabheda)を含む古伝説(itihāsa)を第5とするヴェーダに通達し(tiṇṇaṃ vedānaṃ pāragū)、聖句の通暁者(padaka)にして文典家(veyyākaraṇa)であり、順世論(lokāyata)および大人相(mahāpurisalakkhaṇa)において完全であった《学業の修了》。
 - (1) 上記 (1) の註を参照されたい。ただし、本文中に'paribbājaka'への言及なし。
- [1-2] 後期原始仏教聖典(B文献)の隠棲年齢資料である。

- 〈1〉一王子/男/クシャトリヤ(王子)/7歳
 - ①7歳《隠棲》⇒②(父王の死後) 《即位》

『雑譬喻経』道略集 19(大正 04 p.526 下): 昔有一國王子年始七歳。便入深山求學仙道《隱棲》。未曾知朝廷百官之任。後國王壽終便無堪任爲國王者。群臣共議。山中仙人本是王子。兼修道徳。以此爲王萬國有賴也。率土臣民皆出詣山。拜此仙以爲國王。乘以王輿迎還本國。宣勅食官妙饌盛味以饗大王。……

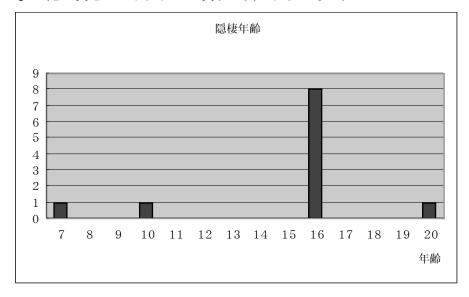
- 〈2〉 睒/男/バラモン/10 歳
 - 『菩薩睒子経』失訳(No.174 大正 03 p.436 中): 子年七歳號字曰睒。睒至孝仁 慈奉行十善。不殺不盜不婬不欺誑。不飮酒不妄言不綺語。不嫉妬不呪詛。信道不 疑晝夜精進。奉事父母如人事天。言常含笑不傷人意。行則應法不妄傾邪。父母喜 悦無復憂愁。年過十歳。睒長跪白父母言。本發大意欲入深山《隱棲》 (1)。
 - (1) 異訳に『睒子経』聖堅訳(No.175 大正 03 pp.438 中~443 下)がある。また $J\bar{a}taka~540~S\bar{a}ma-j$ (vol.VI pp.068~095)では、菩薩が 16 歳(solasavassa)になった時、両親は彼を葉の庵の中に寝かせておいたまま、自分たちで樹の根や果物を採りに出掛けた。その先で 2 人とも蛇に毒をかけられ、目が不自由になった。菩薩はこの不幸に一度は泣き、一方でこれからは両親を扶養できることを喜んだ。「年齢記事一覧 [I] " $J\bar{a}taka-atthakatha$ " 篇-」では、両親を扶養することから、「就業」年齢と解している(本「モノグラフ篇」1 号 p.162)。
 - 『睒子経』西晋聖堅訳(No.175 大正 03 ① p.438 下): 睒年過十歳睒自長跪白父母言。本發大意欲入深山。(② p.440 中): 睒年過十歳。睒自長跪白父母言。本發大意欲入深山志求空寂無上之道。(③ p.442 中): 至年過十歳。睒自長跪白父母言。本發大意欲入深山志求空寂無上之道。)。
 - (1) 『睒子経』聖堅訳 (No.175) には 3 ヴァージョンを挙げる (本「モノグラフ篇」 10 号 p.221)。
- 〈3〉菩薩/男/バラモン/16歳
 - Jātaka 144 Nanguṭṭha-j. (vol. I p.493): 〔主分〕菩薩は西北婆羅門の家に生まれ、16歳 (solasavassa) になった時、両親は息子に2つの進路の選択を問うた。家庭に住みたければ、3 ヴェーダを学びなさい、梵天界に行きたければ、生まれた時から絶やしていない火をもって森林に入り、大梵天を供養しなさい、と。菩薩は後者を選び、しばらくの間、林間に住んでいた《隠棲》。
- 〈4〉菩薩/男/バラモン/16歳
 - *Jātaka 162 Santhava-j.* (vol. II p.043) : 〔主分〕菩薩は婆羅門の家に生まれた。 彼が 16 歳 (solasavassa) の時に、両親が誕生の時から点じて来た火を携えて森林の中に住居を定め、火の神に仕えた《隠棲》。
- 〈5〉チッタ(Citta)(菩薩)/男/チャンダーラ(アウト・カースト)/16歳 *Jātaka 498 Citta-Sambhūta-j.* (vol. IV p.390): 〔主分〕チッタ賢者は16歳
 (soḷasavassa)になると、家を出てヒマラヤの山に入り出家して仙人となった
 《隠棲》。
- 〈6〉ハッティパーラ(Hatthipāla)(菩薩)/男/バラモン(王の養子)/16歳
 ① 16歳《即位関連》⇒② 16歳《隠棲》

- Jātaka 509 Hatthipāla-j. (vol.IV p.476): 〔主分〕菩薩は司祭官の子として生まれ、ハッティパーラと名づけられた。16歳 (solasavassa) の時、子のない王は、予てから友人でもある司祭官に子ができたら王位に即けようと約束していたので、王と司祭官とは、潅頂即位の儀式を行う前に、ハッティパーラが出家してしまう恐れがないか、試してみることにした《即位関連》。ところが、却って出家を促す結果になってしまった《隠棲》 (1)。
 - (1) 父の司祭はハッティパーラに、「いまは出家すべきときではない」と言って、詩を唱えた。「諸ヴェーダを学んだ後、富みを求めよ。わが子よ、息子たちを〔もうけ〕、家庭を確立し、もろもろの香と味をすべて経験して森〔へ行く〕べし。そういうムニは称賛される」(p.477)。司祭の人生観は学生期⇒家住期⇒林住期の考え方。
- 〈7〉アヨーガラ (Ayoghara) (菩薩) /男/クシャトリヤ (王子) /16 歳
 - ① 16 歳《学業の修了》⇒② 16 歳《即位関連/隠棲 ⑴》
 - Jātaka 510 Ayoghara-j. (vol.IV p.491): 〔主分〕王子(菩薩)は夜叉女の危害を逃れて、16歳 (solasavassa) になるまで鉄の家で成長した。その間にあらゆる学芸をおぼえて《学業の修了》、勇敢で力ある王子となった。王は王国を息子に与えようとしたが《即位関連》、王子はむしろ出家を願い、王も妃も、多くのものがそれにならって出家した《隠棲》。
 - (1) 【資料集 1-1】では「出家」の項で取ったが、資料集では「出家」は仏教教団への出家として取っており、ここでは「隠棲」として取り直した。また文脈より「即位関連」の年齢資料としても採用した。
- 〈8〉舎利弗/男/バラモン/16歳
 - ① 16 歳《隠棲》⇒② 16 歳《学業の修了》
 - 『根本有部律』「僧伽伐尸沙 002」(大正 23 p.682 中): 〔優陀夷〕次至尊者舍利子所住之房。告言諸妹。此是貴族婆羅門子。捨俗出家《隠棲》年始十六。帝釋聲明經心悟解。諸外論者並皆摧伏《学業の修了》。
- 〈9〉阿羅羅/男/バラモン/16歳
 - 『過去現在因果経』(大正 03 p.638 中):その時、太子は阿羅邏仙人に何歳の時に出家をし、何年の歳月が経ったかと訊ねた。仙人は「我は年十六にして便ち出家し《隠棲》、梵行を修し来たりて、一百四年なり」と応えた。
- 〈10〉ある子(銀色王の転生)/男/バラモン/20歳
 - ① 20 歳《結婚関連》⇒② 20 歳《隠棲》
 - 『銀色女経』(大正 03 p.451 中): 託生彼處婆羅門婦。足滿十月生一童子。端正殊妙最上無比。身色具足年二十後。于時父母而語之言。摩那婆。當須造舍《結婚関連》。時彼童子報父母言。為我造舍為有何義。我心今者不在於舍。惟願放我入於深山。父母即聽。彼出自舍往詣山林《隱棲》。既往到已見山林中。
- [2] 上記を統計的に分析してみる。
- [2-1] 隠棲年齢のA文献・B文献資料を度数分布表にしてみると以下のようになる。 《隠棲年齢》

原始仏教聖典などにみる就学・結婚などの平均年齢

| | A. 原 始 仏 典 | | | | B. 後 期 仏 典 | | | | |
|-----|------------|---|----|---|--------------------|---|---------------|---|----|
| 年齢 | パーリ | | 漢訳 | | Jātaka, Apadāna | | 本縁部・ 根本有部律 | | 総計 |
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 7 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 10 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 16 | 2 | | | | 5 | | 1 | | 8 |
| 20 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 平 均 | 16 | | | | 16 | | 13.3 | | 15 |
| 最頻値 | | | | | | | | | 16 |
| 総計 | 2 | | | | 5 | | 4 | | 11 |

[2-2] 上記の表をヒストグラムで表すと次のようになる。



[2-3] A 文献(2件)、B 文献(9件)を合わせた隠棲年齢の最頻値は16歳(度数8 [相対度数72.72])である。資料は男性資料しかない。

平均を出せば、A文献は16.0歳、B文献は14.8歳、A文献・B文献を合わせた平均は15.0歳である。

[3] 上記をもとに若干の考察を加える。

[3-1] まずここにいう「隠棲」のあり方がどのように表現されているかを調査してみよう。

剃髪: A 文献〈1〉の MN.093(バラモン)、〈2〉の MN.095(バラモン) 入深山(求学仙道): B 文献〈1〉の『雑譬喩経』(クシャトリヤ)、〈2〉の『菩薩 睒子経』(バラモン)、『睒子経』(バラモン)、〈5〉の $J\bar{a}taka$ (チャンダーラ)、 〈9〉の『過去現在因果経』(バラモン) 入森林:B文献〈3〉の Jātaka 144(バラモン)、〈4〉の Jātaka 162(バラモン)、 出家:B文献〈6〉の Jātaka 509(バラモン=王の養子)、〈7〉の Jātaka 510(バラモン)、〈8〉の『根本有部律』(バラモン)、〈10〉の『銀色女経』(バラモン) である。

このうちの「出家」は沙弥となったとか具足戒を得たという表現ではないから、おそらく 仏教への出家ではないであろう。とすればさまざまな表現はなされているが、バラモン教の 伝統の中にある仙道を求めて家を出、隠棲的な修行を始めたということを意味するであろう。

また原始仏教聖典には、林住期の修行者に相応すると考えられる螺髻梵志(jaṭila)なる修行者がしばしば登場するが、「モノグラフ」第7号に掲載した【論文6】「原始仏教聖典におけるバラモン修行者--jaṭila(螺髻梵志)と vānaprastha(林住者)--」において検討したように、彼らはいわば「隠居」のような生活をし、家庭と付かず離れずの非僧非俗的な生活形態をとるから、これをさすものでもなさそうである。

(1) 【資料集 4】「古典インド法典類の年齢記事資料」pp.199~200

[3-2] この隠棲年齢を 16 歳とするものが最頻値であることは、学業の修了年齢と、結婚年齢の最頻値が 16 歳であることに密接に関連するであろう。すなわち 16 歳で学業を修了すれば、普通はこのときに結婚して家住期に入り、家長としての義務をはたすことを始めるのであるが、結婚を望まず、したがって家住の生活を好ましく思わない特殊ケースとして、この隠棲が選択されるということである。

なお仏教において出家したり、沙弥あるいは比丘となったりする資料は、【資料集 1-1】 【資料集 1-2】【資料集 6】の[項目記事一覧]の「出家」「沙弥・沙弥尼」あるいは「比丘・比丘尼」の項を参照されたい。また律蔵の規定によれば、比丘・比丘尼として具足戒を受けることができる年齢は 20 歳であり、比丘尼には曾嫁女の特例があることは先に記した。また沙弥・沙弥尼については、特段の規定はなく、カラスを追い払えることができれば出家させてよいことになっている。このように仏教においての出家についての標準年齢はこれを基準にして考えればよいということで、統計的処理を省略した。もちろん老齢になってから出家して具足戒を受けるということもありうるわけであるが、これは特殊ケースと見なしうる。